

裁判例から学ぶハラスメント

近年、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等において、ハラスメント防止措置が義務化されるなど、企業におけるハラスメント対策の重要性が高まっています。

ハラスメントに共通するのは、相手に対する発言や行動によって、不快な気持ちにさせたり、脅威を感じさせることです。ハラスメントを行っている当事者に「ハラスメントを行っている」という意識がなく、ハラスメントを受けている側も周囲になかなか言い出せないケースも多々見られます。

ハラスメントについては、裁判例も積み重なって来ておりますので、この機会に実際の裁判例を学んでみては如何でしょうか。

当協会の広報誌「とやま労基」で労働判例の連載をお願いしている蓑健太郎弁護士がハラスメントが問題となった判例を解説いたします。

ご来場の皆様には、判例を分かり易く要約した講演資料を配付いたします。

下記の通り開催しますので、是非ご出席頂きますようご案内申し上げます。

1. 日時・会場・カリキュラム

令和4年12月14日(水) 14:00～15:30

富山県民共生センター サンフォルテホール



時間	内容	講師・担当
14:00～14:05	開会の挨拶	(一社)富山県労働基準協会 労務部会長
14:05～15:25	講演 ハラスメントの判例から見る留意点	となみ野法律事務所 弁護士 蓑 健太郎 氏
15:25～15:30	閉会の挨拶	(一社)富山県労働基準協会 衛生部会長

*体調の悪い方・発熱のある方のご来場はご遠慮ください。

*入り口での手指消毒・検温にご協力ください。館内では常時マスク着用と座席間隔の保持にご協力お願い致します。

2. 参加費 **入場無料**(当協会会員限定)
※『カスタマーハラスメント企業マニュアル』を進呈します。

3. 定員 先着100名程度(定員になり次第締め切り)

4. 申込期日 **11月30日(水)まで**

5. 申込方法 申込みは全て、FAXにて高岡支部まで。

6. 注意事項 **本参加申込書をセミナー当日受付にご提出ください。**

新型コロナウイルス感染拡大防止の為、可能な限り受付での出席票の記載を省略させていただきます。



申し込み先
FAX番号
0766-25-8867
(事務局:高岡支部)

< 労務・衛生部会合同セミナー申込書:ハラスメントの判例から見る留意点 >

事業所住所:
〒

事業所名:

事業所TEL:

参加者名:

*本申込みにより得られた個人情報につきましては、当セミナー開催目的以外に利用する事はありません。

本申込書をセミナー当日受付にご提出ください